

平成27年度 第4回

魚沼市農業委員会総会議事録

平成27年7月

魚沼市農業委員会

平成27年度第4回魚沼市農業委員会総会委員出欠表

出席 24名 定員 29名
欠席 4名 欠員 1名

(委員)

出	欠	席番	氏名	備考
○		1	中澤正規	
○		2	目黒隆弥	
○		3	関武雄	
○		4	馬場公雄	
○		5	八木修司	
	○	6	横山史子	
		7		
○		8	蕨澤芳子	
	○	9	大島強喜	
○		10	佐藤正喜	
○		11	佐野彰	
○		12	櫻井貞夫	
	○	13	櫻井信夫	
○		14	田中正雄	
○		15	阿達正	
○		16	森山武郎	
○		17	小島祐治	
○		18	桑原正文	
○		19	小岩勇	
	○	20	星野貞樹	
○		21	上重正一	
○		22	高橋日出子	
○		23	小幡悦男	
○		24	橘精一	
○		25	渡邊弘義	
○		26	渡邊正一	
○		27	梅田隆夫	
○		28	小西正春	
○		29	上村喜久雄	

(事務局)

出	欠	氏名	備考
○		山本健一	
○		星由紀美	
○		高橋智也	

平成27年度 第4回魚沼市農業委員会総会付議事件一覧表

平成27年7月24日

日程	議案番号	付 議 事 件
		開会宣言 9 時 55 分
1		報告事項 会務報告 部会報告
2		議事録署名委員の指名について 2 番 目黒 隆弥 委員 3 番 関 武雄 委員
3	報告第1号 報告第2号 報告第3号 報告第4号 報告第5号	農地貸借の合意解約について 農地法第3条の3第1項の規定による届出について 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について 許可不要転用届出について 農地転用事実確認願の受理及び確認について
4	議案第1号 議案第2号 議案第3号 議案第4号 議案第5号	農地法第3条許可申請決定について 農地法第4条第1項許可申請意見決定について 農地法第5条第1項許可申請意見決定について 農地法の適応を受けない事実確認の決定について 農用地利用集積計画意見決定について
5		その他 閉会宣言 11 時 20 分

平成27年度第4回魚沼市農業委員会総会議事録

平成27年度第4回魚沼市農業委員会総会は、平成27年7月24日魚沼市広神庁舎3階会議室に招集された。

1. 出席委員は、別紙1のとおりである。
2. 本総会に付議された事件は、別紙2のとおりである。

事務局（星主任）

それでは、定刻よりも若干時間のほう早いですけれども、本日の日程は盛りだくさんでございます。始めさせていただきたいと思います。

総会に先立ちまして本日の出席者数をご報告いたします。委員定数28名のうち、欠席者は議席番号6番横山史子委員、議席番号9番大島強喜委員、議席番号13番櫻井信夫委員、議席番号20番星野貞樹委員の4名です。中澤委員につきましては、三ツ又の農地の関係で少し遅れるということで連絡が入っております。出席者数24名で、魚沼市農業委員会会議規則第7条の規定による定数に達しておりますので、ただいまから平成27年度第4回魚沼市農業委員会総会を開催いたします。

初めに、上村会長からご挨拶をいただきます。

(時刻は9時55分)

上村会長
(挨拶)

会 務 報 告

議 長（上村会長）

それでは、日程第1報告事項「会務報告」を議題とします。

事務局（山本事務局長）

配布資料の確認
主要会務報告、主要会務予定について説明

議 長（上村会長）

続きまして、部会報告をお願いいたします。

農政部会長（田中正雄委員）

先ほど、事務局並びに会長から報告がありましたように、総会終了後、本日管内視察を予定させていただいております。若干空模様が心配なところがありますけれども、よろしくご参加のほうをお願いしたいと思います。以上です。

農地部会長（森山武郎委員）

農地部会は、先月の総会後部会を開きまして、また皆さんの農地パトロールのあ

と、もし何かあればまた見て回りたいと思ってそういう話をしておきました。よろしくお願ひいたします。

広報部会長（葦澤芳子委員）

広報部会では、農業委員会だよりNo.17号を8月10日前後配布できるよう、部会を開き進めているところです。以上です。

議長（上村会長）

ただいま、それぞれ会務・部会報告ということで報告があったわけですが、皆さんから質問ありましたらよろしくお願ひいたします。

（特になし）

特になければ、次に進めさせていただきます。

議事録署名委員の指名について

議長（上村会長）

日程第2「議事録署名委員の指名」について議題といたします。会議規則第14条に掲げてありますので指名させていただきますが、議長に一任いただけますか。

「異議なし」の声あり。

それでは、議事録署名委員に議席番号2番目黒隆弥委員、議席番号3番関武雄委員の両名を指名いたします。

農地貸借の合意解約について

議長（上村会長）

続いて、日程第3報告第1号「農地貸借の合意解約」について、事務局の説明をお願ひいたします。

事務局（星主任）

議案書の2ページをお願いします。

日程第3報告第1号「農地貸借の合意解約」について、今月は7件ですが、詳細については事前配布のとおりです。以上です。

議長（上村会長）

報告第1号について、事務局の説明のとおり、事前配布ということでございます。目を通していただいたと思いますが、内容について質問・ご意見のある方は、ご発言をお願ひいたします。

（特になし）

特にないようですので、お諮りいたします。報告第1号「農地貸借の合意解約」については、届出のとおり承認することよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。
異議なしと認め、承認することといたします。

農地法第3条の3第1項の規定による届出について

議 長（上村会長）

続いて、日程第3報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局（星主任）

議案書の4ページをお願いします。

日程第3報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」について、今月は14件受理し、受理通知書を送付いたしました。ご覧いただきますように、全て魚沼市にお住まいの後継者等に当たるため、今後も継続して耕作されていくものと思います。以上です。

議 長（上村会長）

報告第2号について、事務局の説明内容について質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

特になさいますので、お諮りいたします。報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」について、届出のとおり承認することよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、承認することといたします。

農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について

議 長（上村会長）

日程第3報告第3号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出」について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局（高橋主任）

議案書の5ページをお願いします。

日程第3報告第3号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出」について、今月は2件の届け出がありました。

整理番号1	申請人	*****		
	申請地	*****の一部	田	195㎡
	転用目的	農器具格納庫		

整理番号2 申請人 ****
申請地 **** 田 146 m²
転用目的 農機具格納庫

議長（上村会長）

報告第3号について、事務局の説明が終わりました。内容について質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

特にないようですので、お諮りいたします。報告第3号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出」について、届出のとおり承認することによろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、承認することといたします。

許可不要転用届出について

議長（上村会長）

続いて、日程第3報告第4号「許可不要転用届出」について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局（高橋主任）

議案書の6ページをお願いします。

日程第3報告第4号「許可不要転用届出」について、今月は1件です。

整理番号1 申請人 ****
申請地 **** 田 2,237 m²
新地目 ため池
転用事由 農地保全上、ため池が必要なため

申請地は****地内の農地です。農地保全上ため池が必要であり、このたび届出がありました。農地法施行規則第32条により、自らの耕作に供する他の農地の保全のため、ため池に転用する場合には転用許可が不要であり、このたび届出があったものです。

議長（上村会長）

報告第4号について、事務局の説明が終わりました。内容について質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

小島結治委員

ため池ということで、公共的な性格を帯びていなくて、全く個人的なことなのでしょうかという。そんな感じがしましたので、お尋ねします。

議長（上村会長）

個人的な利用か、公共的な利用かということですが。

事務局（星主任）

目黒委員が1番よく分かると思うのですが、この2,237平米の下に、3、4倍くらいの非常に大きなため池があるんです。私も現地を見に行っただけなんですけれども、そのため池ではなおかつ不足するというので、その上の農地をため池として変えて増やすわけなんです。ということなので、その方だけということにかかわらず、その下にある大きなため池を使っている人も大勢いますので、自己及びそのほかの農家の方について、やはり必要で作られたものということです。地目が変わって、ため池になりましたので、これからの管理等についてどのような形でしていくかというのは、今度集落の方でいろいろなまた保全等については話し合いがされるものと思われまます。以上です。

議 長（上村会長）

よろしいでしょうか。そのほかどうでしょうか。

（特になし）

それでは、特になしですので、お諮りいたします。報告第4号「許可不要転用届出」については、届出のとおり承認することよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、承認することといたします。

農地転用事実確認願の受理及び確認について

議 長（上村会長）

続いて、日程第3報告第5号「農地転用事実確認願の受理及び確認」について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局（高橋主任）

議案書の7ページをお願いします。

日程第3報告第5号「農地転用事実確認願の受理及び確認」について、今月は6件について受理及び確認をいたしました。詳細については、事前配布のとおりです。以上です。

議 長（上村会長）

報告第5号について、事務局の説明どおり事前配布というようなことでございます。目をと通していただけたと思いますけれども、内容について質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

「なし」の声あり。

特になしですので、お諮りいたします。報告第5号「農地転用事実確認願の受理及び確認」については、事務局において既に確認済みということでございますので、異議なしと認め、受理することといたします。

農地法第3条許可申請決定について

議長（上村会長）

続いて、日程第4議案第1号「農地法第3条許可申請決定」について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（星主任）

議案書の8ページをお願いします。

議案第1号「農地法第3条許可申請決定」について、今月の申請は売買による所有権移転が3件、贈与によるもの6件、交換によるもの2件、使用貸借権の設定に関するもの2件で、合計13件です。

整理番号1 譲渡人 *****
譲受人 *****
申請地 ***** 田ほか1筆 合計1,083㎡
権利種類 所有権移転 売買 全体で*****

申請地は譲受人が以前から貸借していた農地ですが、自宅に隣接しており耕作に便利のため、売買の話がまとまり、申請があったものです。譲受人は経験年数もあり、一部作業委託を行っておりますが、今後とも効率よく耕作していくことが見込めると考えます。

地区担当の横山委員からは、問題ないということで報告をいただいております。

整理番号2 譲渡人 *****
譲受人 *****
申請地 ***** 田 948㎡
権利種類 所有権移転 売買 全体で*****

申請地は譲受人の自宅に近い農地です。譲渡人は遠方で管理ができないため、処分することとなり、売買の話がまとまり、申請があったものです。譲受人は大型機械は所有しておりませんが、適切に栽培管理を行っており、圃場も作業委託によりきちんと耕作がされています。面積要件も満たしており、問題ないと考えます。なお、現地については、宅地に挟まれた田んぼということですが、今後も農地として継続して耕作していくことを確認いたしました。

整理番号3 譲渡人 *****
譲受人 *****
申請地 ***** 田 269㎡
権利種類 所有権移転 売買 全体で*****

申請地は譲受人の自宅に隣接した農地で、耕作に便利のため、売買の話がまとまり、申請があったものです。譲受人は大型機械もそろっており経験年数も十分あるため、今後とも効率よく耕作していくことが見込めると考えます。

整理番号4 譲渡人 *****

譲受人 *****
申請地 ***** 田 1,044 m²
権利種類 所有権移転 贈与

移転の理由は、譲渡人が高齢で耕作ができないため、近くに住む譲受人へ贈与するため、申請があったものです。譲受人は一部作業委託を行っておりますが、トラクター・田植え機については自己所有があり、経験年数も十分あるため、今後も効率よく耕作していくことが見込めると考えます。

整理番号5 譲渡人 *****
譲受人 *****
申請地 ***** 田ほか7筆 合計 3,030 m²
権利種類 所有権移転 贈与

申請地は平成 27 年 2 月、平成 26 年度第 12 回農業委員会総会に農地法第 3 条所有権移転贈与ということで一括申請があったところですが、現況が山林原野化しており、農地と判断することができず、不許可となったところです。このたび、草刈り・伐採・抜根等の整備を行い、農地として復元したもので、いつでも作付けができる状況になっております。私、今朝も確認してきました。蕎麦など、作付けを予定しているということです。譲受人につきましましては、経験年数、労働力、下限面積要件等を満たしているため、今後効率よく耕作していくことが見込めると考えます。また、そのほかにつきましても現在、整備を行っているということで、作付けできる状況になれば随時申請を行いたいということで話をされていらっしゃいました。譲受人の就農に対する熱意と努力については敬意を表するものです。

整理番号6 譲渡人 *****
譲受人 *****
申請地 ***** 田 4,179 m²
権利種類 所有権移転 贈与

申請の理由は、親から子へ贈与するため申請があったものです。譲受人の世帯は作業委託等を行っておりますが、経験年数も十分あり、今後とも効率よく耕作していくことが見込めると考えます。

整理番号7 譲渡人 *****
譲受人 *****
申請地 ***** 田 85 m²
権利種類 所有権移転 贈与

申請は譲受人が耕作している農地に隣接しており、一体で管理できるため、今回贈与の話がまとまり、申請があったものです。譲受人は大型機械もそろっており、経験年数も十分あるため、今後とも効率よく耕作していくことが見込めると考えます。

整理番号8 譲渡人 *****
譲受人 *****
申請地 ***** 田ほか7筆 合計 6,565 m²
権利種類 所有権移転 贈与

こちらも親から子へ贈与するため、申請があったものです。譲受人は一部刈取り等、作業委託を行っておりますが、経験年数も十分あるため、今後とも効率よく耕作していくことが見込めると考えます。

整理番号 9 譲渡人 ****
譲受人 ****
申請地 **** 畑ほか 26 筆 10,435.65 m²
権利種類 所有権移転 贈与

申請地につきましては、かなり集落で点在している農地です。譲渡人が相続により取得した農地ですが、遠方で耕作できないため、親戚の譲受人へ贈与するため、申請があったものです。譲受人は大型機械もそろっており、経験年数も十分あるため、今後とも効率よく耕作していくことが見込めると考えます。

次の案件につきましては、交換ということでまとめて説明をさせていただきます。

整理番号 10 譲渡人 ****
譲受人 ****
申請地 **** 田 1,301 m²
権利種類 所有権移転 交換

整理番号 11 譲渡人 ****
譲受人 ****
申請地 **** 田ほか 1 筆 合計 1,186 m²
権利種類 所有権移転 交換

申請の理由は農業経営の効率化を図るため、交換の申請があったものです。今後とも効率よく耕作していくことが見込めると考えます。

整理番号 12 譲渡人 ****
譲受人 ****
申請地 **** 田 490 m²
権利種類 使用貸借権設定 5 年間

申請の理由は譲渡人が労働力不足等で耕作できないため、****が蕎麦等経営規模拡大を図るため、申請があったものです。なお、****への貸し付けということで、一般法人への貸し付けとなりますので、解除条件付きの使用貸借契約となっております。

次の整理番号 13 については、農業者年金受給にかかる経営移譲の再設定のため、説明のほうを省略させていただきますが、内容につきましては事前配布のとおりです。

以上、整理番号 1 番から 11 番及び 13 番は別添調査書にあるとおり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当していないため、許可要件の全てを満たすと考えます。

また、整理番号 12 番は、別添調査書にあるとおり農地法第 3 条第 2 項各号に該当しておらず、農地法第 3 条第 3 項各号にある解除条件などが設定されておりますので、許可要件の全てを満たすと考えます。以上です。

議長（上村会長）

議案第1号について、事務局の説明が終わりました。続いて、地区担当委員の調査結果・補足説明ありましたらお願いいたします。

整理番号1番並びに2番については、委員の欠席であります。事務局の説明のとおりということでございます。

小西正春委員

整理番号3番ですが、この件につきましては、雪消えから*****本人から話がありまして、家のすぐ脇でありますので、あとは周りは全部自分のものでありますので、できればそこを買いたいというようなことでもございました。それで先月、田植え挙句に話がまとまったということでもありましたので、またほかに問題はないと思います。

上村喜久雄委員

整理番号4番ですが、7月2日に譲渡人から電話をいただき、翌日の3日に現地並びに譲受人と面談ということで確認をいたしました。事務局が説明したとおり、特に譲受人についても問題ありませんし、住民への影響も全くないということから許可をよろしくお願いいたします。

小幡悦男委員

整理番号5番ですが、事務局の説明のとおりなのですが、段階的に話を進めているわけです。その中で、皆さんから見てもらって分かるように、黒塗りにしたところの右側を含み、まだ土地がある状態であります。今まで木の伐採はしておりますが、抜根、いつでも畑にできる状態という段階にはまだ至っていないわけです。*****さんのお父さんが亡くなった関係で、*****さんに全部財産が渡ったということです。*****さんが遠方のため、とてもこの地及び農地の管理ができないということで、*****さんに贈与をしたいということでもあります。その中で、先般の2月では農地として認められないのでだめだということで、段階的に今こうして手をかけているわけでもあります。*****さんと*****さんの関係の中で、財産の移譲というか、東京のほうに住まいしている関係で、弁護士を入れ、この書類作成とかいろいろしているそうでもあります。その中で、月に莫大な経費がその部分でかかってくるというようなことで、できたら来月に手をかけたところと、またほかのところも所有権の移転ができないかというようなことで今話を進めているわけですが、時に今月はこの黒塗りにした部分だけをお願いした中でいっているわけです。この問題については全く問題がないと思うんですが、今後このような形の中で少しは話が進んでいる中で、再度いろいろな部分で申請が出てきたときには、またよろしくお願いしたいと思います。

目黒隆弥委員

整理番号8番ですが、報告第1号でありました農地の合意解約、このことに関連いたしますけれども、*****さんが高齢で、生前贈与というようなことで子供に贈与するわけです。今までもすでに子供が耕作をしていたということですので、今度は完全に名義が本人に移るというようなことです。7月17日に*****さんから電話をいただき、昨日*****さんと直接面会して現地を確認してまいりました。

渡邊弘義委員

整理番号 9 番ですが、双方に連絡を取って確認を取りました。事務局の説明のとおり、間違いはないと思います。

森山武郎委員

整理番号 10 番・11 番ですが、2 日前に現地確認をしてきました。事務局の説明のとおり、何ら問題はありません。

佐野 彰委員

整理番号 12 番ですが、現地を確認してまいりました。今お父さんも亡くなって、お孫さんが後を継いだということで時間がかかったということですが、母親に立ち会ってもらって確認しまして、蕎麦を植えるということで、耕作をしていましたので、間違いはないと思います。

中澤正規委員

整理番号 6 番・7 番ともに、現地調査した結果、支障ないものと思われまます。内容については事務局からの説明があったと思いますが、ご承認のほどお願いいたします。

議 長（上村会長）

事務局並びに地区担当委員の説明が終わりましたので、内容について質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

特になしですので、採決に入ります。採決は権利の種類ごとに行います。

最初に、所有権移転に関する整理番号 1 番から 11 番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

次に、使用貸借権設定に関する整理番号 12 番・13 番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請決定」については、整理番号 1 番から 13 番まで申請どおり許可することといたします。

農地法第 4 条第 1 項許可申請意見決定について

議 長（上村会長）

日程第 4 議案第 2 号「農地法第 4 条第 1 項許可申請意見決定」について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（高橋主任）

議案書の 12 ページをお願いします。

議案第 2 号「農地法第 4 条第 1 項許可申請意見決定」について、今月の申請は 1 件です。

整理番号1	申請人	*****
	申請地	***** 田 131 m ²
	転用目的	養鯉池
	申請概要	養鯉池 90 m ²
	農地区分	第1種農地
	判断理由	申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるもの

申請地は*****地内の農地です。平成14年10月ごろには養鯉池として利用するようになり、無断転用の状態となっておりましたが、このたび改めまして申請があったものです。始末書が提出され、追認の案件となっています。以上です。

議長（上村会長）

議案第2号について、事務局からの説明が終わりました。続いて、地区担当委員の調査結果・補足説明ありましたら、お願いいたします。

阿達 正委員

整理番号1番ですが、1か月か2か月前に、隣接する土地の住宅の許可申請の時に同じ場所だったので行って見てきましたが、前から池らしいものはありました。本人いわく、今事務局の説明のどおり申請していなかったということで、改めて申請するということでした。

議長（上村会長）

事務局並びに地区担当委員の説明が終わりました。内容について質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

特にないようですので、採決に入ります。議案第2号について申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、異議なしと認め、議案第2号「農地法第4条第1項許可申請意見決定」については、許可相当の意見を付して県に進達することといたします。

農地法第5条第1項許可申請意見決定について

議長（上村会長）

続いて、日程第4議案第3号「農地法第5条第1項許可申請意見決定」について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（高橋主任）

議案書の13ページをお願いします。

議案第3号「農地法第5条第1項許可申請意見決定」について、今月の申請は10件です。内訳ですが、所有権移転売買が6件、所有権移転贈与が2件、使用貸借権

設定が2件となっております。

整理番号1 譲渡人 ****
譲受人 ****
申請地 **** 田ほか1筆 合計660㎡
権利の種類 所有権移転 売買 ****
転用目的 一般住宅・車庫兼作業場建築敷地
申請概要 住宅1棟2階建・車庫兼作業場1棟
農地区分 第1種農地
判断理由 申請に係る土地の周辺地域において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるもの

申請地は****地内の農地です。国道17号浦佐バイパス工事に住宅等が当たることになり移転の必要があり、候補地を探していたところ、所有者と話がまとまり、この度申請があったものです。

整理番号2 譲渡人 ****
譲受人 ****
申請地 **** 田 106㎡
権利の種類 所有権移転 売買 ****
転用目的 一般住宅建築用敷地(増築)
申請概要 増築面積(45.86㎡)
農地区分 第1種農地
判断理由 既存施設の拡張(拡張に係る部分の敷地面積が既存施設の敷地の面積の1/2を超えないもの)

申請地は****地内の農地です。現在の住宅では手狭になったため、申請土地を譲り受けて増築を行いたいものです。

整理番号3 譲渡人 ****
譲受人 ****
申請地 **** 畑 25㎡
権利の種類 所有権移転 売買 ****
転用目的 一般住宅建築用敷地(増築)
申請概要 増築面積(118.94㎡)
農地区分 第2種農地
判断理由 申請地は中山間地に位置する小規模で生産性の低い農地であるため

申請地は****地内の農地です。家族の成長に伴い手狭になったため、申請土地を譲り受けて増築を行いたいものです。

整理番号4 譲渡人 ****
譲受人 ****
申請地 **** 田ほか1筆 合計218㎡
権利の種類 所有権移転 売買 ****
転用目的 工場用敷地
申請概要 工場用敷地(1243.54㎡)

農地区分 第2種農地
判断理由 申請地は中山間地に位置する小規模で生産性の低い農地であるため

申請地は*****地内の農地です。隣接する工場用敷地及び建物の取得に伴い駐車場の雪処理に苦慮しているため、申請農地を譲り受けて雪処理場としたい旨、申請があったものです。

整理番号5 譲渡人 *****
譲受人 *****
申請地 ***** 田 347 m²
権利の種類 使用貸借権設定
転用目的 一般住宅建築用敷地
申請概要 住宅1棟2階建
農地区分 第1種農地
判断理由 申請に係る土地の周辺地域において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるもの

申請地は*****地内の農地です。現在アパート暮らしをしておりますが、子供の成長に伴い手狭になったため、実家近くの申請土地に一般住宅を建築したい旨、申請があったものです。

整理番号6 譲渡人 *****
譲受人 *****
申請地 ***** 畑 47 m²
権利の種類 所有権移転 贈与
転用目的 一般住宅建築用敷地（進入通路）
申請概要 進入通路
農地区分 第1種農地
判断理由 申請に係る土地の周辺地域において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるもの

申請地は、整理番号5の一般住宅を建築するに伴い、市道からの進入路を確保するため、申請があったものです。

整理番号7 譲渡人 *****
譲受人 *****
申請地 ***** 田 207 m²
権利の種類 使用貸借権設定
転用目的 一般住宅建築用敷地
申請概要 住宅1棟2階建
農地区分 第1種農地
判断理由 申請に係る土地の周辺地域において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるもの

申請地は、結婚に伴い両親と同居するため、一般住宅を建築したい旨、申請があったものです。

整理番号8 譲渡人 ****
 譲受人 ****
 申請地 **** 田 357 m²
 権利の種類 所有権移転 贈与
 転用目的 一般住宅建築用敷地
 申請概要 住宅1棟2階建
 農地区分 第1種農地
 判断理由 申請に係る土地の周辺地域において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるもの

申請地は****地内の農地です。現在アパート暮らしをしておりますが、子供の成長に伴い手狭になったため、実家近くの申請土地に一般住宅を建築したい旨、申請があったものです。

整理番号9 譲渡人 ****
 譲受人 ****
 申請地 **** 田 566 m²
 権利の種類 所有権移転 売買 ****
 転用目的 宅地造成
 申請概要 宅地造成(2区画)
 農地区分 第3種農地
 判断理由 都市計画法に規定する用途地域が定められている。(準工業地域)

申請地は****地内の農地です。宅地造成をし、2区画分の分譲をしたいため、申請があったものです。

整理番号10 譲渡人 ****
 譲受人 ****
 申請地 ****の一部 田 340 m²
 権利の種類 所有権移転 売買 ****
 転用目的 一般住宅建築用敷地
 申請概要 住宅1棟3階建
 農地区分 第1種農地
 判断理由 申請に係る土地の周辺地域において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるもの

申請地は****地内の農地です。現在アパート暮らしをしておりますが、子供の成長に伴い手狭になったため、一般住宅を建築したい旨、申請があったものです。

議長(上村会長)

議案第3号について、事務局の説明が終わりました。続いて、地区担当委員の調査結果・補足説明ありましたら、お願いいたします。

梅田隆夫委員

整理番号1番ですが、事務局の説明のとおり相談も暮れ辺りから私にありまして、ようやくまとまった案件でございます。

佐藤正喜委員

整理番号2番ですが、この件につきましても事務局の説明どおりですが、春からいろいろありまして、やっと話がまとまって今回提出されました。

小西正春委員

整理番号3番ですが、この件も前と同じで雪消えと同時に話があったわけですが、やっと、地主との話がまとまりまして、先月私のところに来て、ようやく決まったということでございます。何ら問題ないと思います。

橘 精一委員

整理番号4番ですが、先日現地を確認してきまして、周りがぐるっと住宅と工場に囲まれている土地ですので、何ら問題ないと思います。

小幡悦男委員

整理番号5番・6番・7番ですが、この土地は昭和30年、第1回目の圃場整備をした際、農振法にかかりました。本当に娘夫婦が家をつくりたいということで計画をして、行政のほうに相談したら農振地域だというようなことで、この農振地域を除外するために非常に大変な時間と労力を要しました。そういう部分で、今後農振法を除外するのももう少し簡素化できないのかなという部分が*****さんからの非常に強い要望であります。というのは、除外するに当たって、具体的には皆川県議、あるいは新潟の弁護士さん等へも相談した中で、この家族は県庁まで出向いた中で除外申請のお願いをし、いろいろな努力の中でようやく今日の運びになったわけです。もう少し農業委員、また農地を守るという部分では大変なことではあります。反面この地域に人口を増やすということは、ある意味ではもっと大事ではないのかなという雰囲気はいたします。そういう部分で、当委員会も今後の中で農振という部分の考え方とか、方向づけについて、こうした話し合いの場があったら、お願いしたいと思います。議長よろしく配慮のほどお願いしたいと思います。現地については事務局の説明のとおりにあります。

議長（上村会長）

整理番号8番は星野委員、欠席でございますので、事務局の説明のとおりということでございます。

阿達 正委員

整理番号9番ですが、事務局の説明どおりです。

高橋日出子委員

整理番号10番ですが、事務局の説明どおりやっとな年から話がありましたのを、やっとなここで進まれる方向になったと思います。

議長（上村会長）

それでは、事務局並びに地区担当委員の説明が終わりました。内容について質

問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

(特になし)

特にないようですので、採決に入ります。採決は、整理番号順に行います。最初に整理番号1番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて、整理番号2番、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて、整理番号3番、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて、整理番号4番、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて、整理番号5番、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて、整理番号6番、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて、整理番号7番、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて、整理番号8番、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて、整理番号9番、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて、整理番号10番、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、異議なしと認め、議案第3号「農地法第5条第1項許可申請意見決定」については、整理番号1番から10番まで申請どおり許可相当の意見を付して県に進達することといたします。

なお、説明の途中でありました小幡委員の件につきましては、その他でまた宅地の問題ということでお話させていただきます。

農地法の適用を受けない事実確認の決定について

議長（上村会長）

続いて、日程第4議案第4号「農地法の適用を受けない事実確認の決定」について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（高橋主任）

議案書の15ページをお願いします。

議案第4号「農地法の適用を受けない事実確認の決定」について、今月の申請は3件です。

整理番号1	申請人	*****
	申請地	***** 畑 418 m ²

新地目 原野
農地状況 災害又は耕作放棄等により農地でなくなっているもの。
判断理由 申請地は、森林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難なため

申請地は*****地内の農地です。昭和 60 年頃から耕作を取りやめ、近隣の原野と一体化したものです。

整理番号 2 申請人 *****
申請地 ***** 田 773 m²
新地目 原野
農地状況 災害又は耕作放棄等により農地でなくなっているもの。
判断理由 申請地は、周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても、継続して利用することができないと見込まれるため

申請地は*****地内の農地であり、昭和の頃から耕作をしていないため、原野化してしまったものです。

整理番号 3 申請人 *****
申請地 ***** 田ほか 4 筆 合計 2,242 m²
新地目 原野
農地状況 災害又は耕作放棄等により農地でなくなっているもの。
判断理由 申請地は、周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても、継続して利用することができないと見込まれるため

申請地は*****地内の農地であり、山間地の段差がある農地で、30 年以上前から耕作をしていないため、原野化してしまったものです。

議長（上村会長）

議案第 4 号について、事務局の説明が終わりました。質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

目黒隆弥委員

この 1 番の*****さんの関係なんですが、この方多分*****に入所してる方だと思うんですけど、先ほどため池に転用ってことがありましたよね。届出不要ということで。この地番は、この図面からいうとどの辺になりますか。この表示してある転用の適用を受けないっていうこのことからして見て、もし参考まで分かれば。

小西正春委員

場所は、俺のほうが分かるので説明しよう。ため池よりものすごく下です。ため池はこの上に*****から真っすぐに道がこの上を通るんだけど、それから一番上に上がってったのがため池で、これはその道より下の部分です。

目黒隆弥委員

そうすれば、これじゃ、ぱっと分からんね。はい、ありがとうございました。

小西正春委員

*****の最後の道から、そうだね、300m ぐらい上がったところか。

目黒隆弥委員

はい、ありがとう。

議長（上村会長）

そのほかどうでしょうか。

（特になし）

特にないようですので、採決に入ります。議案第4号「農地法の適用を受けない事実確認の決定」については説明のとおり承認することよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、承認することといたします。

農用地利用集積計画の意見決定について

議長（上村会長）

続いて、日程第4議案第5号「農用地利用集積計画の意見決定」について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（星主任）

議案書の16ページをお願いします。

議案第5号「農用地利用集積計画の意見決定」について説明のほうさせていただきます。これは、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農用地利用集積計画の意見決定を求めるものです。今回は、利用権の移転が1件のみです。

利用権設定	移転	利用権設定を受ける者1人、利用権設定をする者1人
		面積5,487㎡ 筆数1筆
	計	利用権設定を受ける者1人、利用権設定をする者1人
		面積5,487㎡ 筆数1筆

詳細につきましては事前配布したとおりでございます。

次に所有権移転ですが、議案書の18ページをお願いします。

今回は1件となっております。

整理番号1	所有権の移転を受ける者	*****	
	所有権の移転をする者	*****	
	内容	*****	田 666㎡
	対価	(贈与)	

詳細については、配布のとおりです。

利用権設定並びに所有権移転について農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件を全て満たしていると考えます。なお、7 月末時点の自己所有地を含めた認定農業者への集積率が 45.4%、所有農地使用貸借権設定を除いた賃借権を設定した認定農業者への流動化率は 27.1%となっております。いずれも前月に対して 0.1%ですが、増加のほうをしております。以上です。

議長（上村会長）

事務局の説明が終わりました。内容について質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

特にないようですので、採決に入ります。議案第 5 号「農用地利用集積計画の意見決定」については、計画のとおり決定することよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、決定することいたします。

その他

議長（上村会長）

続いて、日程第 5 「その他」ということで、それぞれ選任委員の方々からのご報告をお願いいたします。

関 武雄委員（北魚沼農協）

繁忙期ということで、先月の委員会は開催されませんでした。冒頭委員長のほうからお話があったとおり、米のほうも順調な生育をしているわけでございますし、また畑作についても順調な生育をしているということです。ただ、こここのところの高温で水不足が生じている箇所が生じているということでございますけれども、一般の雨のおかげで、その解消に向かっているのではなかろうかということでございます。

また、米の予約の数字をまとめましたので、報告させていただきたいと思います。農協の出荷契約資料でございますけれども、一般のうるちですけれども、主食用で 11 万 2,000 俵、そのほか加工用とか飼料米が 9,500 俵となり、皆さんご承知のとおり、主要米の収量がおおむね 4,000 俵増加したということでございます。

また概算金につきましては、非常に皆さん興味あるところではございますけれども、昨年度の発表と同時に大きな問題がございまして、今年につきましては全農からの発表は差し控えるということでございます。単協がそれぞれ金額については報告するというところでございますけれども、当農協が報告するかにつきましてはまだ決定をみていません。その報告するかしないかについては、今のところ私のほうから報告できませんので、ご承知願いたいと思います。

それから中央農機センター、堀之内に建設途中でございますけれども、7 月 31 日に受け渡しということでございます。それに伴いまして、8 月 8 日・9 日にお披露目をすると同時に完成記念展示会を計画しているところでございますので、ご参集のほどよろしく申し上げます。以上です。

渡邊正一委員（農業共済）

特にありません。

目黒隆弥委員（土地改良区）

特にはございませんけども、今日の視察先の最初が小水力発電所の用地でございますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。大変足場もいいとこでございますので、長靴以外の方は少し厳しいかも分かりませんが、よろしくお願ひします。

議 長（上村会長）

続いて、事務局お願ひします。

事務局（星主任）

8月11日地区別研修会出欠確認

議 長（上村会長）

それと先ほど小幡委員のほうからありました農振地区の除外という件でございますけれども、農振地区に設定された点を、まず経過というものをたどると、一級農地というような保存の理由があった中で、この農振地区が設定されているわけでございます。それをたまたま経過する中で、俺はすぐこうしてえんだどもに除外できないろうかというのは、これはなかなか事前の計画段階での意図ができてもらわないと進められない。そういったことで、安易に簡単にそういうことが除外になるということになると、恐らく一等農地が荒れてしまうんではなかろうかというようなことがあります。ただし、そういった手続きを簡素化するということについては、それは考えるところはあろうかと思ひますけれども、なかなか私ども一農業員会独自では簡単な結論が出ないということになろうかと思ひます。その辺は関係機関との連携の中での農振地区の除外については対応していかなければならんかというようなことで、個人的には考えておるところでございます。そんなことで説明になったかわかりませんが、ご了解をいただきたいと思ひております。

それぞれ報告事項があったわけでございますけれども、ご質問等ありましたらお願ひいたします。

小幡悦男委員

今ほどの農振除外の件ですが、今の例はたとえば昭和30年に圃場整備をして、そして近年、あの地域は平成に入ってから10年頃だと思ひわけですが、第2回目の圃場整備したときはそれを除外しております。その主な理由はやがて子ども夫婦に家を造ってやりたいということで、そういう意図があった中で近々の部分の圃場整備は抜いているわけでありまして。そういう中で一等農地とは、どこからどこまでを委員長の今のお話では言っていることですか。

議 長（上村会長）

一等農地がどこからどこまでということではなくて、私の単純に解釈した理由というのは、その農振地区の範囲ということで考えています。どこからどこということではなくて、その枠組みがある中ではそこから外すのはなかなか短期間にはできないんではないかなということでございます。一等地区が字どこだとか、そういう問

題というような発言はしてございませんので、ご理解いただきたいと思います。

小幡悦男委員

そうすると、私どもは現地を調査してみないとなかなか分からない部分があるわけですね。それが、一般市民が行政に相談に来たとき、行政間の中で一定の部分、いろいろの制約はあろうかと思うわけですが。いろいろ農地が荒れて困るっていう部分と地域の住民を増やすという部分では、ある意味では合いを相容れない部分があるわけです。その部分で農振法を外すために行政としてどういうふうな手腕をした中で、確かに農地は荒れ過ぎては困るという部分があるわけですが、ある意味ではまた農地を開発することによって大事な意味合いがあるかと思うんです。そういう部分で****さんともいろいろ話をしているわけですが、行政からは非常に農振を外すこと自体がかなり難度の部分がある。そうすると自分の土地に住宅を建てようと思ってもなかなかできないという現実がある。そういう部分でもっと簡素化になってもいいのではないかと。例えば、その地域の区長さんなり一定の地域の話し合いがあった中でそれが認められれば、それでもいいのではないかというような話もしているわけですが、一行政マンの説明だけでその地域の部分の農振地域の除外という部分が非常にむずかしくなっているのも事実です。

議長（上村会長）

この件については、もうここで私の発言で打ち切らせていただきますけれども、今言いましたように魚沼市の中で人口減を対応するために住宅、人間が来るのになんてということの部分については、私ども農業委員としての農地の存続を、農地を守るという形の中からは若干ずれておりますので、この件についてはまたそれはそれということで、行政的な総体的な問題ではなかろうかと思っております。ただ、私ども農業委員の立場の中でのこの農用地を守るという観点からすると、やはり行政なり農地法なりの決定されたことに基づいた中での措置を取っていかなければならんということだけのご理解をいただきたいと思います。そんな中で言わんとする内容についてはごもっともの部分もあるし、簡素化していかなきゃならんというようなことをごさいますけれども、行政の立場、いわゆる窓口等の行政の担当の一存でそれを促すといったようなことは、それは誤解であるということは、まずそれは誤解をといていただきたいと思います。あくまでもそういった法律に沿った形の中での対応をせざるを得ないというような現状ではなかろうかと思っております。早急にここはおら手をつけてさっさとやりてえんだ、なんでいうこと聞かねえんだということについては、やはり私ども農業委員としても、法律にのっとった形の中での手続きが必要ですよというようなことを理解いただくための、この地域に出向いていただきたいなと思っております。その部分についてはご了承いただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

なかなか難しい問題で返答になりませんが、一応そういったことで随時計画がある中では早急にその計画を前に出すという、それに対応する行政的な手続きというものを粛々と進めていくというような形の中で、今後も進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

そのほかどうでしょうか。

小幡悦男委員

先般新潟日報の記事によりますと、今国であげているふるさと創生関係の部分で、当魚沼市ではコンサルタントを県外の業者にお問い合わせするというような報道があっ

たわけですが、この中で我々この農業委員会としてといたしますか、非常に市が出す計画に対しては興味があるわけですが、その中で、この地域を農業という部分は魚沼市にとって、大事な一つの柱だと思うわけですが、その中で、農協さんは農協さんでそれなりの努力はしていると思うわけですが、どこで農業部分の将来性について話し合われるのかという部分が、非常に分からない部分があるわけですが、そういう中で、委員長もいろいろ肩書きがあると思うわけですが、今までのふるさと創生に絡んだ中での話し合い等がありましたら、教えてもらいたいと思います。行政が違つか分かりませんが、農業委員会としても何らかの動きがあってもいいのではないかなと思うわけですが、その辺についてお聞かせ願いたいと思います。

議長（上村会長）

私もふるさと創生についての県外コンサルという部分については、情報を得るといって程度でしか理解をしておりません。考えてみますと市の行政を含む生活ライン等々、また今言いましたように農業分野の将来性というようなことについては重要な部分かと思っております。しかし、この計画をする中で、まだ私はそんなに話は聞いておりません。今後どういった形の中で、この農業分野が取り込まれるのかということについては、またそれぞれしかる担当課との連携を取りながら、確認をしていかなければならないかと思っております。また将来的な農業委員会としての現状の形の中では、農業委員会は行政に対する建議ができるというようなことがございます。私ども農業委員会がまとめた将来像を描けるということになりますと、そういった魚沼市への要請の中では建議という形の中でも建議書を提出するというようなこともできるわけでございますけれども、いかんせん我々がどういふふうな形の中で、魚沼市の農業というものを道つけしていくかということの中の方針ができないと、なかなかそこにはいかないというようなことで考えております。ただやはり創生のまず素案となるものがなかなか出てこない、それも私どももなかなか現状では口が出せないという状況ではないかなと思っております。行政の今後の流れというものを確認しながら進んでいきたいと思っておりますので、そんなことで考えております。

ほかにどうでしょうか。

「なし」の声あり。

大変長い時間、総会ということで慎重審議をいただきまして、誠にありがとうございました。今後ともこの農業委員会の課題というものについては、いわゆる農業分野の課題についてはいろいろな考え方がある中で譲れない部分を引き継いでいかなければならないかなというようなことで感じているところでございます。今日はこれから管内視察ということでございます。少し天候も悪いようでございますけれども、お付き合いをいただきたいと思います。なお、終了後暑気払いということで計画しておりますので、こちらのほうもひとつよろしく願いいたします。本日は総会ということでご出席をいただきまして、大変ありがとうございました。これにて終了させていただきます。

(時刻は 11 時 20 分)

上記会議の内容は、平成27年度第4回魚沼市農業委員会総会の顛末に相違ないことを認め、署名する。

平成 年 月 日

魚沼市農業委員会

議席番号 番

議席番号 番
